

しまねU・Iターン応援カード事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、U・Iターン希望者及び学生（以下「U・Iターン希望者等」という。）を対象に、協力事業者からの各種割引サービスや特典を提供する「しまねU・Iターン応援カード」を交付し、U・Iターン検討時、島根県への移住後1年間及び島根での就活時期にかかる一時的な経費の負担軽減や特典を受けることにより、島根へのU・Iターンを促進するとともに、地域内におけるU・Iターン者受入意識の醸成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「カード」

公益財団法人ふるさと島根定住財団（以下「定住財団」という。）が「しまねU・Iターン応援カード」として発行するカードをいう。

(2) 「LINE版カード」

LINEアカウント「しまね登録」において表示される「しまねU・Iターン応援カード」の画面をいう。

(3) 「U・Iターン希望者」

次のいずれかに該当する者をいう。

ア カード及びLINE版カード（以下、「カード等」という。）の交付時に島根県外に在住しており、しまね登録をしている者

イ カード等交付時に島根県への移住後1年以内であり、しまね登録をしている者

(4) 「学生」

カード等交付時に大学・短大・専修等の学校に在籍しており、しまね登録をしている者をいう。

(5) 「協賛店」

この事業の趣旨に賛同し、U・Iターン希望者等を応援するサービスを提供する事業所として、定住財団の理事長が登録したものをいう。

(6) 「協賛ステッカー」

この事業の協賛店であることを表示するため、定住財団が協賛店に発行するステッカーのことをいう。

(事業)

第3条 この事業は、U・Iターン希望者等が協賛店にカード等を提示し、提示を受けた協賛店が協賛申込書に記載したサービスを提供することにより、第1条の目的を達成しようとするものである。

(事業の運営主体)

第4条 この事業は、定住財団が県及び市町村と連携しながら運営するものとする。

2 定住財団は、協賛店の登録及びU・Iターン希望者等に対するカード等の交付を行う。

3 県及び市町村は、協賛店の増加とカード等の利用拡大による相乗効果が発揮されるよう、県民及び企業等に対し、この事業の趣旨の周知を行う。

(カード等の交付)

第5条 カード等の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) U・Iターン希望者等で、18歳以上の者
 - (2) 定住財団が認める前号に類する者
- 2 カードは、前項に定める交付対象者の申請に基づいて、申請1件につき1枚を交付する。
- 3 LINE版カードは、第1項に定める交付対象者が、LINEアカウント「しまね登録」に登録したときに、カード画面が表示されることにより交付したものとみなす。
- 4 カードとLINE版カードは、重複して所有することができるものとする。

(カード等の有効期間)

第6条 カードの有効期間は、カードの交付日から3年とする。

- 2 LINE版カードの有効期間については、「しまね登録」をしている間とする。

(協賛店の登録)

第7条 協賛店の登録を受けようとする事業所は、理事長に協賛申込書(様式第1号)を提出するものとする。ただし、くらしまねっと内に設けた申込みフォームから申請した場合は、同じものとして取り扱うものとする。

- 2 理事長は、申込内容が適当と認められる場合には、その事業所を協賛店として登録する。
- 3 理事長は、協賛店を登録した時は、当該事業所に協賛証および協賛ステッカーを交付する。

(変更の届出)

第8条 協賛店は、申込内容を変更する場合には、定住財団に申し出なければならない。

- 2 協賛店は、提供する特典内容を変更する場合は、利用者への周知に努めなければならない。
- 3 変更の手続きは、前条の規定に準ずるものとする。

(中止の届出)

第9条 協賛店は、サービスの提供を中止する場合には、定住財団に申し出なければならない。

- 2 協賛店は、協賛を中止する時、協賛証及び協賛ステッカーの掲示を取り止め、利用者への周知に努めなければならない。

(協賛店の取り消し)

第10条 理事長は、協賛店の取り扱いが申込内容と異なっていることが判明した場合には、登録を取り消すことができるものとする。

(くらしまねっと、ジョブカフェしまねサイト及びLINEアカウントの停止又は中断)

第11条 定住財団は、次の各号に該当する場合には、協賛店に事前に通告することなく、くらしまねっと、ジョブカフェしまねサイト及びLINEアカウント(以下、「運営サイト」という。)の利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとする。

- (1) 運営サイトのシステムに係るサーバの保守、仕様の変更又は瑕疵の補修等を行う場合
- (2) コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合
- (3) 天災地変その他非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあり、又は法令等の改正・成立により運営サイトの運営が困難又は不可能になった場合
- (4) 前3号の他、当財団がやむを得ない事由により運営サイトの運営上一時的な停止が必要と判断した場合

- 2 定住財団は、前項各号に定める事由により運営サイトの提供の遅延又は中断が生じた場合であっても、これに起因してカード等を交付された者及び協賛店が被った損害について免責され

るものとする。

(委 任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、しまねU・Iターン応援カード事業の運用、解釈等については、必要の都度、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月25日から施行する。